

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回新座市地域密着型サービス運営委員会
開 催 日 時	令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月） 午前・ 午後 2 時 3 0 時から 午前・ 午後 3 時 1 5 分まで
開 催 場 所	新座市役所本庁舎 2 階 2 0 3 会議室
出 席 委 員	畑中典子委員、新野雅俊委員、稲垣一久委員、並木重和委員 計 4 名
事 務 局 職 員	介護保険課副課長兼介護給付・事業者係長 金山、介護保険課介護給付・事業者係主任 山根、主事 田島、主事 外立 計 4 名
会 議 内 容	議題 (1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について (2) 公募事業により新規開設した事業所の状況について (3) 地域密着型サービス事業者の公募について (4) その他
会 議 資 料	資料 1 …市内地域密着型サービス事業所の指定及び運営状況等（非公開） 資料 1 別紙…地域密着型サービス整備状況マップ 資料 2 …公募事業により新規開設した事業所の状況について・SOMPO ケア 新座 定期巡回（非公開） 資料 3 …令和 7 年度地域密着型サービス公募内容について
公開・非公開の別	1 公 開 2 一 部 公 開 <u>3 非 公 開</u> (傍聴者 0 人)
そ の 他 の 項 必 要 事 項	会議結果については、非公開の部分を除き、公開とします。

審議の内容（審議経過、結論等）

1 開会

委員長あいさつ

※ 委員長欠席のため、稲垣委員が代理進行

2 議題 〔◎委員長代理発言 ○委員発言 ●事務局発言〕

(1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について (事務局から資料1、資料1別紙に基づき説明)

- ◎ 質問等はあるか。
- 資料1において、介護予防認知症対応型共同生活介護で定員よりも利用者の方が多くなっている理由はなにか。定員が18人であるところの利用者が19人となっている。
- 資料1で利用者数が定員以上になることについて、一月の間に入居と退居などが重なること等により、資料上は定員以上の数値になることがあるが、定員を超えた利用があったことを示すものではない。
- 廃止された地域密着型通所介護は多くの利用者がいたと思うが、その方は別事業所を探すということになるか。
- そのとおり、利用引き継ぎのような形で次の事業所を探すこととなる。廃止された事業所からは、移行先検討中の数名の利用者を除いて新たな事業所に引き継ぎをされたという報告を受けている。
- 事業所がかなり減ったように思う。
- 資料1の事業所は運営会社が変わったことによって、事業所の廃止と新規指定をされたとのことだったが、事業は継続しているという認識でよいのか。
- そのとおり、運営体制にほとんど変わりはなく、事業を継続している。
- ◎ 単位数について、資料1の事業所で単位が4とあるのは2種類のサービス、午前と午後でサービスをそれぞれ分けているということだったか。
- 当該事業所の4単位というのは午前と午後で分かれているものと、曜日やサービス提供場所によっても分かれている。
- ◎ それは届出がされているものか。
- そのとおり。

(2) 公募事業により新規開設した事業所の状況について (事務局から資料に基づき説明)

- ◎ 質問等はあるか。
- 新規開設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護はサービス付き高齢者向け住宅の建物内に併設されているとのことだったが、建物外の利用者の訪問に行っている人数は分かるか。
- 現状では、利用者の全員がサービス付き高齢者向け住宅の入居者であるとのこと。運営推進会議等では建物外の地域の方も担当できるようにしていきたいとの話を聞いている。
- そこをしっかりと見てもらわないと事業所が開設された意味がないと思う。新座市民以外の利用者の費用は新座市以外から出ていると考えてよい

審議の内容（審議経過、結論等）

か。

- そのとおり、保険者が異なる。
- 半径1キロのサービスエリアは範囲として妥当かと思われるが、広いようでいてそれほど広くはない。サービスエリアとしては西部高齢者相談支援センターのあたりか。
- 野火止五～八丁目高齢者相談支援センターの圏域であると思う。一部、北部第一高齢者相談センターの圏域に入るかというところ。
- ◎ 西部高齢者相談支援センターの圏域もごく僅かに入る。サービスエリアがもう少し広くなると良いと思う。訪問に行くのが自転車であるところのような範囲ではないかとは思いますが、このサービスエリアの範囲で事業所を指定していくとなるとかなりの数の事業所がないと新座市をカバーできないという懸念がある。
- 当該事業所の法人は保険会社と何か関係があるものか。
- そのとおり、親会社であると思う。介護分野の方で展開している。
- 建物は元々違う法人のものだったか。
- そのとおり。
- M&A（企業や事業の売買や統合）で移譲されたのでは。
- 恐らく吸収合併のような形だったかと思う。今は保険会社が介護業界に手を広げるということが多くなっている。損保ジャパン、日本生命、第一生命も手を広げるかもという話がある。
- ◎ 当該事業所のサービスエリアに関して、開設当初からこのエリアの想定だったか。サービスエリアに関して基準はあるのか。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は他に2事業所あると思うが、いずれも同じくらいのサービスエリアの想定か。
- そのとおり。片道15分圏内で行ける範囲というのは一般的な範囲かと思う。埼玉県の開設の手引き（定期巡回・随時対応サービス開設・経営の手引き 埼玉県福祉部地域包括ケア課）でも、最初は片道15分圏内を目安にということなので、これから拡大していく可能性は考えられるが、開設時点でのサービスエリアの範囲としては平均的なところかと思われる。
- ◎ サービスエリアの範囲に基準はなく、事業者の裁量か。変更するときは市役所と相談してからになるのか。
- 基準はなく、届出の義務はない。
- ◎ ある程度フレキシブルにできるということか。
- 対応できる体制さえあればどこでもいけるのではないか。自分がケアマネジャーを担当していた時は北野の方にある事業所に市役所近くまで来てもらったことがある。恐らくその当時にはそこしか事業所がなかった。整備の計画としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を福祉圏域エリアで1か所ずつ作るというのが今の方向性か。
- 10期の計画はこれからであるため、決まってはいない。できるだけ圏域が重ならないようにしたい。
- 基本的に福祉圏域内の訪問に行ってもらえる形であれば、成立はするのかなと思う。ただ、そのサービスを使いたい時にそのサービス自体がないと、利用者のご家族の方がお手上げになってしまうので、なるべくそのあ

審議の内容（審議経過、結論等）

たりは臨機応変にやっていただきたいと思う。

- 当該事業所と他事業所のサービスエリアが重なるのではないかと。他事業所は北野に所在しているため、このあたりだけ多いのではないかと。

- ◎ もし機会があれば、3事業所のサービスエリアが資料1別紙の方でどのように重なるかが分かるような資料があると良い。

- このサービスエリアというのは、働く側としてのエリア設定だと思う。随時対応に行くとなった時に、あまりに遠くであると、やはり訪問するのが大変になってしまう。また、夜中に職員を出すとなった時に、1人で対応するのか、2人でするのかということによっても変わってきてしまう。

事業所から利用者宅を行き来するための設定として1キロメートルということになったのではないと思う。車で訪問に行く場合は、1人だと危ないため、チームを組んでいたりもするらしい、その体制の問題もあるのではないかと。

訪問介護事業所であれば、サービスエリアを新座市内という書き方で申請を県などに出すが、例えばサービスエリアを野火止五、六丁目と北野一、二丁目というような設定で申請をしていないのであれば新座市全域に訪問ができるはず。

- 事業の実施地域は、新座市内という書き方をしているか。町名も指定できるのか。

- 町名まで指定はできるとは思うが、このサービスエリアで通報を受けて駆け付けられる範囲というところを事業所が取り決めているものである。

- そうであれば、サービスエリアが重なることや車両などをすぐに導入できるかなど、市の方でバランスをとってもらえれば運用ができてくるのではないかと。

- ◎ 施設内の入居者の訪問に行っていることと、ほとんどが住所地特例対象者の方と考えると地域密着型サービスの状態としてどうなのかという疑問がある。できる限り新座市の被保険者の方にサービスが還元されるような形を体制として整えてもらえると良いと思う。

ただ、開設当初は利用者が集まらないうと事業所そのものの存続が危うくなってしまうため、まずは利用者のいるところで、サービスの安定をさせてから本来の地域に向けて頑張ってもらえればと思う。

(3) 令和7年度地域密着型サービス公募内容について

（事務局から資料に基づき説明）

- ◎ 質問等はあるか。

- 福祉施設や特別養護老人ホーム等にアプローチしているのか。

- こちらから依頼したり、直接声をかけたりということはしていない。介護保険事業を実施している法人に公募を実施する旨のお知らせを送っている。

- 泊りのサービスもあるため、建物がないと難しいと思う。

- 廃止された事業所の場所は広くないのか。

- 場所としては広いところである。ただ、泊まりを実施するような場所にはなっていないと思う。

- ◎ 事業所としては看護が付いていてもそうでなくともよい。先程の定期巡

審議の内容（審議経過、結論等）

回とは違って事務所だけではなく、泊まりと通いができる。ただし、相応の広さを持つようなスペースが必要になってくる。

- 公募しているものと同じサービスは資料 1 でいう 4 と 5 に当たる施設か。
- そのとおり。
- 公募しているものはサービス事業所が少ないから増やしたいということか。
- ◎ そのとおり。できる限り今施設がある圏域とは違う圏域にも整備したいという考えである。
- 泊りや訪問に来てもらうなど色々なことができる。使い勝手がとてもよい。ただし、一回のサービスで料金がいくらというものではなくて、月毎の一定の料金になるので、ある程度使う方が前提のサービスである。
- ◎ 地域密着型サービスのなかでは代表格でメインにしていきたいという印象がある。
- 顔見知りの人が通いにもいて、訪問にも行ってくれてとてもありがたい。認知症の利用者は人が変わってしまうと状況が分からなくなってしまうということもあったので、あると良いと思う。

(4) その他について
特になし。

3 閉会

《視察》

新規開設事業所（1 か所）を視察

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護「SOMPOケア 新座 定期巡回」